

公益財団法人 b-ex 財団

2025 年度 b-ex 奨学金 奨学生募集要項

1. 奨学金概要

- (1) 給付月額：3 万円（年額 36 万円）
- (2) 給付対象期間：美容系専門学校 2 年次（1 年間を上限とする）
- (3) 給付方法：3 か月に 1 度、本人名義の金融機関口座へ振込にて給付

2. 応募資格

以下のいずれの各項にも該当する者

- 国内の美容系専門学校に在籍する専門学校生（1 年生）
- 成績優秀でありながら、在学中に経済的支援が必要と認められる者

3. 募集概要

- (1) 募集期間
2024 年 10 月 1 日～2024 年 12 月 15 日
書類選考期間
2025 年 1 月 1 日～2025 年 1 月 20 日
- (2) 面談期間
2025 年 2 月 1 日～20 日
- (3) 公表時期
2025 年 3 月中旬頃
- (4) 募集人数
5 名以内

4. 応募方法

当財団ホームページ上にて所定のフォーマットをダウンロードし、必要事項を入力した上で、下記書類と一緒に当財団ホームページ上からアップロードしてください。

- 奨学生願書（所定の様式）
- 成績証明書（2024 年度の前期）
- 出席証明書（欠席・遅刻・早退などの状況が分かるもの、成績証明書の中に記載ある場合は、成績証明書のみで可）
- 世帯分の収入証明書（源泉徴収票、確定申告書、課税証明書、非課税証明書な

ど)

- 作文（テーマ：美容師になって叶えたい事 400字以上）
- 個人情報取り扱いについての同意書（所定の様式）

5. 問い合わせ先

(1) 問い合わせ先

contact@b-ex-foundation.or.jp

6. 選考・採用内定

応募頂いたデータ及び書類、面談の結果を受けて当財団の奨学生選定委員会により選定を行います。

採用内定者は、本人に通知するとともに、当財団の Web ページで公表（内定者の人数と概要のみ）を行います。

7. 採用者の手続き

(1) 振込先情報

奨学金の振込先金融機関口座情報（本人名義に限る）を所定の方法により指定する期日までに届け出てください。

(2) 誓約事項及び同意事項

記載事項を確認し、本人及び保護者等が署名のうえ、指定する期日までに当財団事務局宛てに送ってください。

8. 奨学生の義務

奨学生は次に定める義務を履行する必要があります。

(1) 当財団が定める活動報告書、直近の成績証明書及び在学証明書を期日までに提出すること

(2) 下記の場合、所定の方法により当財団へ届け出ること

- ① 休学するとき
- ② 復学するとき
- ③ 専門学校より停学処分を受けたとき
- ④ 学籍を失ったとき
- ⑤ 最短修業年限で卒業できる見込みがなくなったとき
- ⑥ 他の専門学校及び大学等に転学・編入学、転学部（科）することが決まったとき

- ⑦ 当財団の奨学金受給を辞退するとき
- ⑧ 当財団に登録した情報等（氏名、住所、電話番号、メールアドレス、振込口座等）に変更があったとき

9. 奨学金の一時停止

以下の場合、奨学金の給付を一時停止します。

- ① 休学したとき
- ② 「8. 奨学生の義務（1）」の提出義務を適切に果たさなかったとき

10. 奨学生の資格喪失

下記の事由に該当したときは、当財団の奨学生としての資格を失うこととなります。

- ① 停学となったとき
- ② 学籍を失ったとき（ただし、転学・編入学を除く）
- ③ 奨学生自身が努力を怠ったことなど本人の責めに帰すべき事由により最短修業年限で卒業できないことが確定したとき
- ④ 奨学生より辞退の申し出があったとき
- ⑤ 奨学金の給付一時停止後、当財団が奨学生に提示する停止解除の要件を適切に満たさなかったとき
- ⑥ 正当な理由なく、「8. 奨学生の義務（1）」の提出義務を継続して果たさなかったとき
- ⑦ 学業成績又は品行が著しく不良であるとき
- ⑧ 反社会的勢力と何らかの関わりを有することが判明したとき

11. 個人情報の取扱いについて

応募の際に提出していただく個人情報は、奨学生の募集、選考、採用、及び当財団が奨学金給付事業を継続・遂行するために必要となる業務以外には使用いたしません。

12. その他

当財団の奨学金給付は、卒業後の進路等について制約を課すものではありません。